

保護者の皆様

京都市立朱雀第三小学校
校長 橋本 堅吾

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「**特別警報**（※大雨、暴風など6種類）」又は「**暴風警報**」が発表された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について（大雨・暴風などすべての特別警報です）

- 登校前に発表された場合は、「**特別警報**」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、**自宅待機**させてください。
- 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

午前0時までに解除になった場合	5校時（午後1時50分）から始業 【給食は中止】
午前0時現在、特別警報発表中の場合	臨時休業

2 暴風警報について

- 登校前に発表された場合、「**暴風警報**」が解除されるまでは、登校を見合わせ、**自宅待機**させてください。
- 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

午前 7時までに解除になった場合	平常授業
午前 9時までに解除になった場合	3校時（午前10時45分）から始業
午前11時までに解除になった場合	5校時（午後 1時50分）から始業 【給食は中止】
午前11時現在、警報発表中の場合	臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやすぐる配信で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。（特に、全市的に避難指示や緊急安全確保が発令された場合などを想定しています。）

4 避難指示・緊急安全確保が発令された場合について

(1) 水害の避難勧告等について

本校の校区である朱雀第三小学校・朱雀第七学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」及び「天神川の浸水想定区域」であるため、水害の避難指示等の発令対象地域です。朱雀第三小学校・朱雀第七学区に避難指示もしくは緊急安全確保が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考】 避難勧告等の名称について（学区ごとに発令されます）

※ 「高齢者等避難開始」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難勧告等の種類	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況 災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況 	<ul style="list-style-type: none"> 災害により人的被害が発生する可能性が高まり避難行動を開始する必要がある状況 	<ul style="list-style-type: none"> 災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始 速やかな避難に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> 立退き避難 屋内安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> 立退き避難をしそびれた者の立退き避難 立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動

5 在校中に特別警報や暴風警報が発表された場合、もしくは緊急安全確保が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、帰宅については、『非常時に緊急下校する場合の対応について』でお伝えしているとお対応いたします。

特別警報の場合	保護者への引き渡し帰宅
暴風警報（台風等）の場合	集団下校 もしくは 学校待機（保護者への引き渡し帰宅）
緊急安全確保の場合	学校待機（保護者への引き渡し帰宅）

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。